

# 相続人代表者指定届出書

(町県民税・固定資産税・軽自動車税 共通)

令和 年 月 日

三戸町長 あて

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受領する代表者を指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

## 記

相続人の代表者	ふりがな			
	氏名	印		
	住所	〒	—	
		電話番号	( )	—
被相続人	氏名			
	死亡時の住所 (最終住所地)			
	死亡年月日	平成・令和	年	月 日
相続人	氏名	被相続人との続柄	住所	相続分
	印			/
	印			/
	印			/
	印			/
	印			/
	印			/

- 注) 1 この届出書は、文書(納税通知書等)の送付先となる代表者を指定するものです。なお、固定資産については、該当する資産(相続する資産)の相続登記が完了するまでの間、町からの文書を受領してくださる代表者を、相続人の中から指定するためのものです(固定資産税の納税に関するものであり、実際の相続とは直接関係ありません)。
- 2 相続人代表者の氏名は、「相続人」欄にも記入すること。
  - 3 不確定相続人があるときは、その旨を記入すること。
  - 4 相続人が未成年の場合は、親権者が代行すること。相続人欄中に、親権者も併記すること。
  - 5 変更がある場合は、届け出ること。